

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員 の 解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員 の 報酬等)

第27条 理事及び監事は、原則として、無報酬とする。ただし、理事及び監事については、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 責任)

第28条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、総社員の同意がある場合にのみ免除することができる。

- 2 当法人は、理事又は監事の前項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員 の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第29条 当法人は、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、当法人の事業推進上必要な場合、理事会の決議に基づき、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、代表理事又は理事会からの諮問に応え、意見を述べるものとする。
- 4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。